

重要技術の流出防止等の取組に関する手順書 の策定に向けて



令和7年6月30日

内閣府

科学技術・イノベーション推進事務局



1. 手順書について（第2章 重要技術の流出防止等のための枠組み）
 - （3）リスクマネジメントの手順
 - ・研究機関によるリスクマネジメントの実施事項について
 - ・資金配分機関によるリスクマネジメントの実施事項について
2. 手順書について（第3章 関係者に求められる事項）
3. ペナルティについての考え方



今後のスケジュール（案）

2025年（令和7年度）

2026年（令和8年度）

4月

7月 8月末

3月

4月

有識者会議における検討開始【議事公開】

第1回 第1章について
(4月18日)

第2回 意見聴取 第2章について
(5月26日)

第3回 第2章について(続き)
(6月11日)

第4回 第2章について(続き)
第3章について
(6月30日)

第5回 手順書原案
(7月18日)

第6回 手順書原案
(予備 7月29日)

手順書原案とりまとめ【内閣府】

取組に係る所要経費を概算要求

対象プログラムの公募要領に反映

手順書とりまとめ【内閣府】

2026（令和8）年度から手順書に基づく運用を開始

(必要に応じて手順書の見直しを検討)



重要技術の流出防止等の取組に関する手順書（目次案）

構成（目次案）

はじめに

第1章 重要技術の流出防止等のための基本的な対応方針について

- （１）基本的な考え方
- （２）本手順書の性格・位置づけ
- （３）用語の定義
- （４）各主体に求められる役割

第2章 重要技術の流出防止等のための枠組み

- （１）基本的な枠組み
- （２）対象とするプログラムの考え方

（３）リスクマネジメントの手順

- ・研究機関によるリスクマネジメントの実施事項について
- ・資金配分機関によるリスクマネジメントの実施事項について

（４）プログラムに応じた取扱

- ・ペナルティについての考え方

第3章 関係者に求められる事項

- （１）政府に求められる事項
- （２）資金配分機関に求められる事項
- （３）研究機関に求められる事項
- （４）研究者に求められる事項

おわりに

本日ご説明する内容

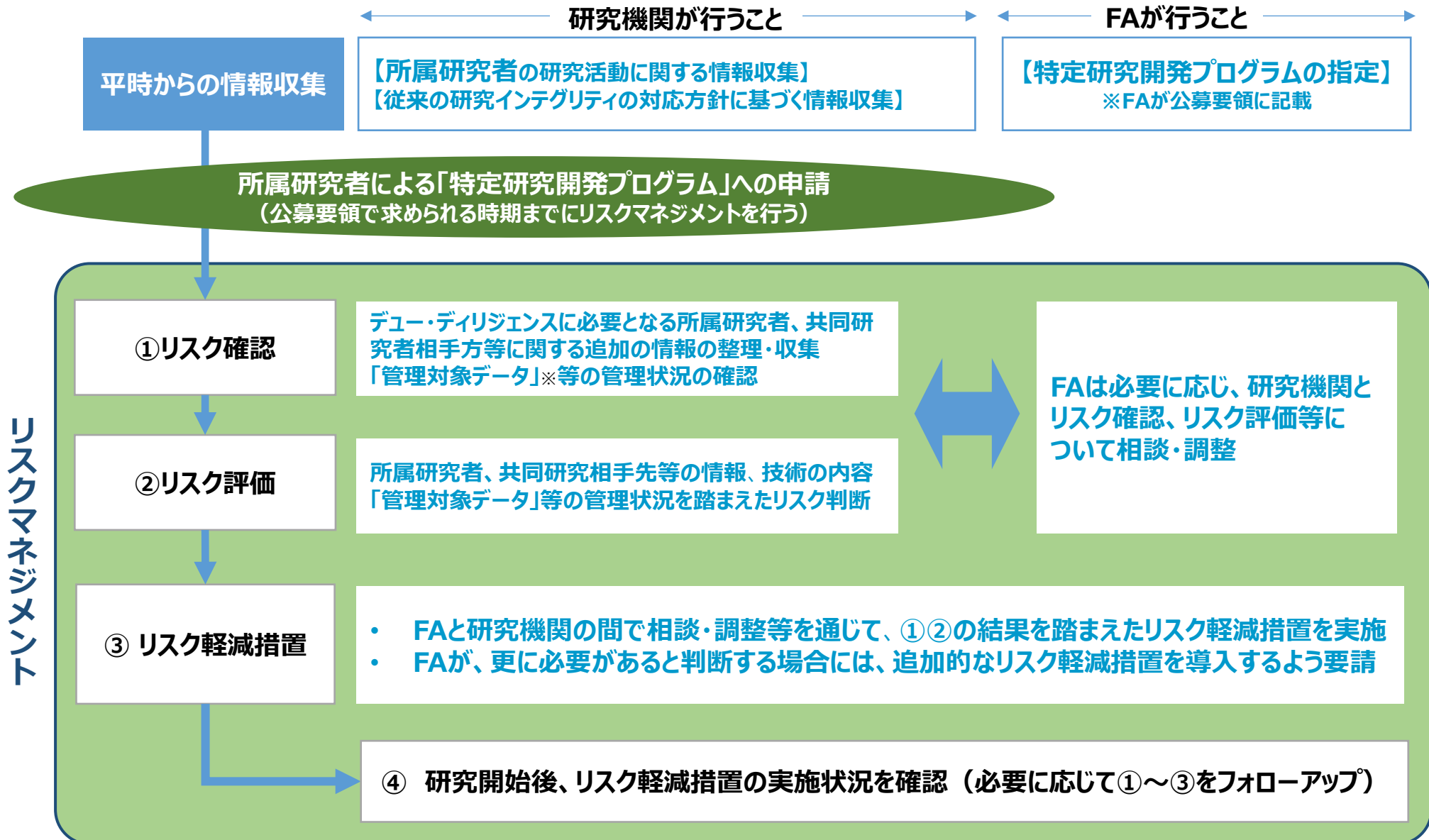


研究機関によるリスクマネジメントの実施事項について



FA及び研究機関が行うリスクマネジメントの手順（案）

政府の役割については、第1回有識者会議資料参照（令和7年4月18日開催）



※「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和3年4月27日)の定義に従う

第2章（3）研究機関によるリスクマネジメントの実施事項について（案）

第3回有識者会議（令和7年6月11日開催）資料10ページ目の修正）

平時からの情報収集

「特定研究開発プログラム」への申請

① リスク確認

② リスク評価

③ リスク軽減措置

④ 実施状況確認

【リスクマネジメントのためのツールについて】

- 各研究機関が入手可能な情報を活用してリスクマネジメントを実施することとする
- なお、各研究機関が利用できる**オープンソースの情報**としては、例えば、以下のようなものがある（例）
 - ✓ 学術論文データベース（Web of Science、Scopus等）
 - ✓ ポータルサイト（Google Scholar等）
 - ✓ 研究データベース（科研費データベース、researchmap、e-Rad※等） ※オープンソースとして活用するためには改修が必要
 - ✓ 知的財産データベース（特許データベース（J-PlatPat）等）
 - ✓ 外国ユーザーリスト、外国エンティティリスト、国連制裁リスト等
- 上記のほかにも、インターネット上で公開されている様々な情報を参照することは可能だが、情報の信頼性や出所の正確性について慎重に確認することが求められる
- なお、研究機関単独では十分な調査が行えない場合には、必要に応じて、民間企業等が提供する情報ツールや民間企業等への調査委託等の活用も考えられる

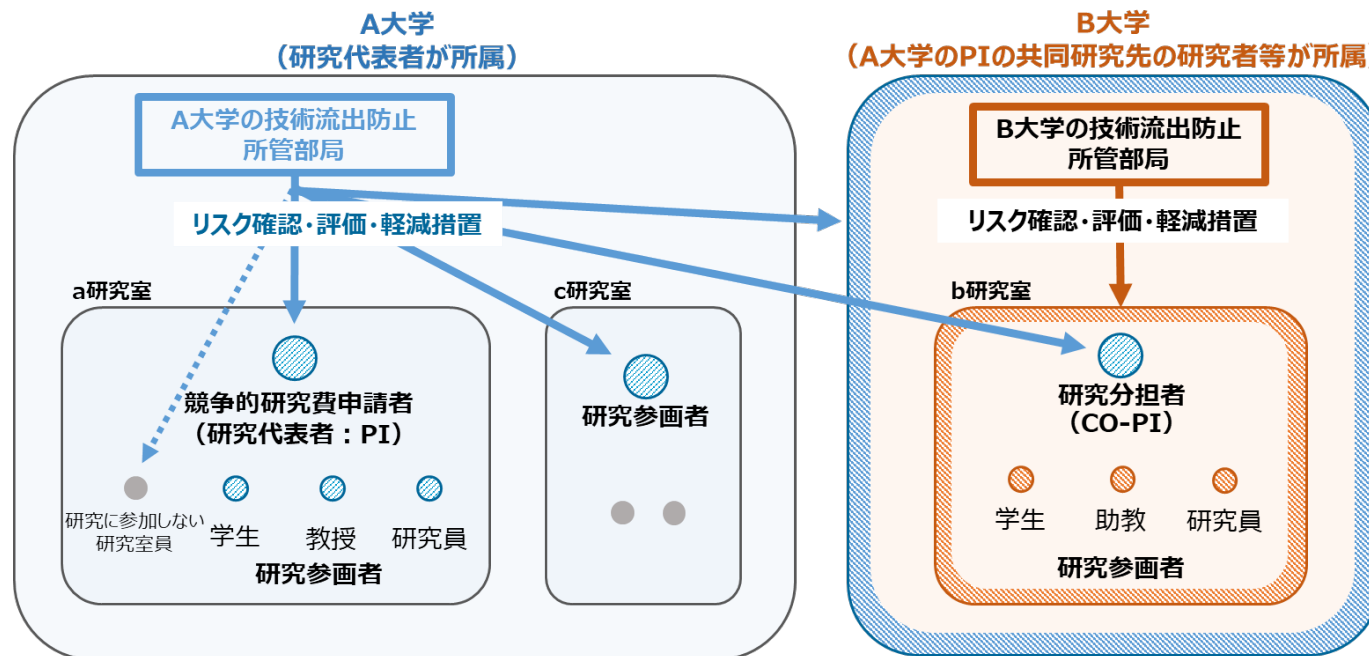
第2章（3）「①リスク確認」における補足

第3回有識者会議（令和7年6月11日開催）資料12ページ目

Q1：共同研究先の機関から、共同研究先で行うリスクマネジメントの情報が十分提供されない場合には、どう対応したらよいでしょうか

A1：例えば、資金配分機関の判断により、以下のような措置をとることも考えられます

- ✓ 共同研究先の機関（下図のB大学、以下同）は、自らが実施したリスクマネジメントの結果を、文書で研究代表機関（A大学）に提出する
 - ・ 研究セキュリティの確保に問題がない場合には、その旨を記述
 - ・ リスク軽減措置を講じる場合には、当該リスク軽減措置の内容
- ✓ A大学は、B大学から提出を受けた文書をもって、B大学におけるリスクマネジメントの実施が担保されたものとして、B大学から提出された文書を資金配分機関に提出する
- ✓ 資金配分機関は、共同研究機関におけるリスクマネジメントの取組内容を確認するため、直接、共同研究機関に対してリスクマネジメントの取組内容の聴取を求めるものとする。その際、情報の取扱いには十分に留意する



第2章（3）「①リスク確認」における補足

第3回有識者会議（令和7年6月11日開催）資料12ページ目

Q2：共同研究機関が海外の研究機関（民間企業を含む）の場合、特に留意すべき点がありますか

A2：基本的に国内の研究機関（民間企業を含む）の場合と同じですが、特に、以下の点に留意してください

- ✓ 共同する目的
- ✓ 当該研究分野における実績
- ✓ 研究機関の本部（以下、研究機関法人という。）の所在地（国、地域）
- ✓ 研究機関の資本（株式）構成、財務状況、コンプライアンス違反、レピュテーション（日本支部・日本法人がある場合には、それも含む）
- ✓ 研究機関の日本以外の海外拠点の所在地（国、地域）
- ✓ CO－PIの勤務地（国、地域）
- ✓ 我が国、国連及び国際共同研究先の国等が指定するエンティティリストへの該当の有無（研究機関法人及び日本法人の各々について）

Q3：共同研究機関や研究分担者（CO-PI）のデュー・ディリジェンスのための情報収集が困難な場合も想定されますが（CO-PIが海外にいる場合など）、どうしたらよいでしょうか

A3：その場合、例えば、リスク確認調査アンケートの活用などが考えられます

- 研究代表機関が、共同研究機関に対してリスク確認調査（参考資料2 P.12～P.35参照）を実施、必要な情報についての回答を収集。その情報を基にデュー・ディリジェンスを実施する
- なお、こうしたアンケートを補完するため、資金配分機関と調整・相談の上、以下のような対応も考えられる
 - ✓ 共同研究機関から、機関長名で誓約書を提出させる（提出した情報に虚偽や申告漏れがないこと等）
 - ✓ 資金配分機関が、民間企業等の情報ツールや民間企業等への調査委託等を活用して、独自に信頼性を確認する
- 上記の方法によっても相手方に誠実な対応が見られず、十分な確認ができない場合は、共同研究等の実施は控えるべきである

第2章（3）「①リスク確認」における補足

Q4：特定研究開発プログラムに関与する研究者以外の職員等についても、リスク確認が必要でしょうか。また、必要な場合、研究者と同様のリスク確認を実施するということの良いのでしょうか

A4：特定研究開発プログラムに携わる職員や学生もリスク確認が必要です。研究者と同様の対応では十分なリスク確認が困難な場合には、それぞれに対応したリスク軽減措置を講じてください。例えば、以下のようなケースが考えられます

- ✓ 研究機関において当該プログラムの研究活動に関与する方（学生、非常勤職員を含む、技術職員等）
 - ・ 研究参画者として扱い、リスク軽減措置を講じる（下記の第3回有識者会議資料を参照）
- ✓ 資金配分機関において当該プログラムの研究活動に関与する方（PD, PO, AD, PM等）
 - ・ 特定研究開発プログラムに関与する職員に求められるリスク確認を実施し、必要に応じてリスク軽減措置を講じる（p.15, p.21を参照）
- ✓ 特定研究開発プログラムの申請等の事務に携わる職員（資金配分機関の特定研究開発プログラムの担当部署職員や、研究機関における研究セキュリティ担当部局の職員、申請に携わるURA等）
 - ・ 特定研究開発プログラムに関与する職員に求められるリスク確認を実施し、必要に応じてリスク軽減措置を講じる（p.21, p.23を参照）

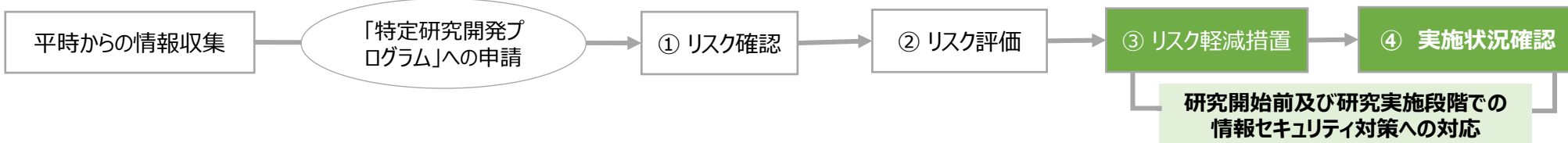
（参考）第3回有識者会議（令和7年6月11日開催）資料14ページ目

＜リスク軽減措置について＞

- ゼロリスクを目指すのではなく、研究の推進とリスクの軽減を勘案した合理的なリスク軽減策を講じることとする基本方針に基づき、一般論としては以下のような措置が考えられる
 - ✓ 研修受講
 - ✓ データ等の情報へのアクセス権限のレベル分け
 - ✓ 建屋・設備へのアクセス権限のレベル分け
 - ✓ 取り扱う機微情報のレベルに応じたミーティング等への参加者の考慮
 - ✓ オフキャンパス等の研究場所の変更
 - ✓ サイバー攻撃への対策の強化
 - ✓ **雇用関係を持つことによるガバナンスの強化（とりわけ、研究参画者が学生の場合）**

第2章（3）情報セキュリティに関するリスクマネジメントについて（案）

第3回有識者会議（令和7年6月11日開催）研究機関によるリスクマネジメントの実施事項について（案）に追加

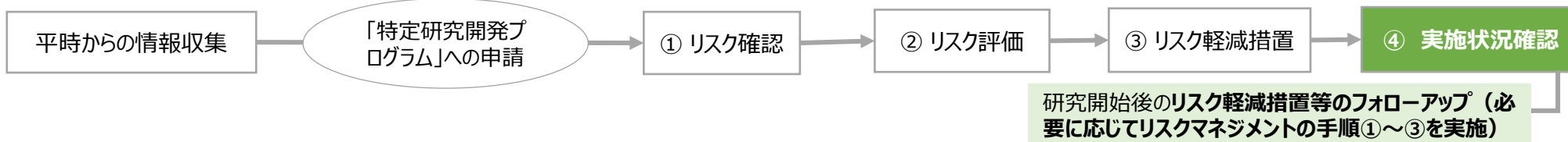


【研究開発の実施にあたっての情報セキュリティに関するリスクマネジメントについて】

- 国の行政機関、独立行政法人及び指定法人（以下、機関等という。）については、全ての機関等に共通して求められる情報セキュリティ対策を講じるために、以下の「統一基準群」が作成されている
 - ✓ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範（平成5年7月4日改定 サイバーセキュリティ戦略本部決定）」
 - ✓ 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和5年度版 サイバーセキュリティ戦略本部決定）
 - ✓ 政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和5年度版改訂 サイバーセキュリティ戦略本部決定）
- 機関等においては、上記の統一基準群を踏まえて各機関において策定している情報セキュリティポリシー、運用規程等に照らして、特定研究開発プログラムで取り扱う重要技術情報について情報セキュリティが確保されているかを確認することが求められる。また、研究機関（機関等を除く）においては、上記の統一基準群を参考として、情報セキュリティが確保されているかを確認することが求められる
- 資金配分機関は、必要に応じて、研究機関における情報セキュリティ対策について、所管府省等と相談・調整することが望ましい
- なお、研究開発段階において想定される以下の代表的なケースについても上記の統一基準群を参照する
 - ✓ 情報システムやアプリケーションプログラムの開発・運用・保守等の業務を外部委託する場合
 - ✓ 仮想サーバー、Web会議サービス等のクラウドサービスを利用する場合
 - ✓ IT関連機器を調達する場合

第2章（3）研究機関によるリスクマネジメントの実施事項について（案）

第3回有識者会議（令和7年6月11日開催）研究機関によるリスクマネジメントの実施事項について（案）に追加



【採択決定後における実施状況の確認（フォローアップ）】

（研究開始後の事情変更等）

- 特定研究開発プログラムへの採択が決まり、研究が始まった後においても、例えば、
 - ・ 研究開発の進捗に伴って研究体制（研究参画者を含む）の変更
 - ・ 研究で扱う技術の成熟（TRLの変更）
 - ・ 経済安全保障を取り巻く状況の変化等が考えられることから、そうした変更や変化を踏まえ、研究機関と資金配分機関との間で相談しつつ、必要に応じて変更・変化に係るリスクマネジメント（①～③の取組）を実施することが求められる
- なお、研究者からの申告（提出）された情報に間違いが発覚した場合には、研究機関はその旨を速やかに資金配分機関に報告するとともに、修正された情報について資金配分機関と相談・調整を行い、必要に応じてリスクマネジメントを実施する

（プログラム終了後の情報管理等）

- さらに、特定研究開発プログラムが終了（資金配分機関からの資金提供が終了）した後の特に重要な技術に係る情報（資金配分機関との間で特に流出防止を図る必要があるとされた情報）の管理等の取扱いについて、研究開発開始前又は実施中の適切な時期に研究機関と資金配分機関の間で相談・調整することが求められる

第2章（3）研究機関によるリスクマネジメントの実施事項について（案）

【個人情報の取扱いについて】

（個人情報保護法に基づく取り扱い）

- 研究機関がリスク確認及びリスク評価を行うために取得する（研究者等から申告される）情報には、**個人情報（要配慮個人情報も含む）が含まれる**こと、また、**その情報を第三者（資金配分機関及び関係行政機関）と共有する可能性**もあることから、個人情報保護法に従った取扱いが必要となる

（本人の同意）

- 研究者等からの個人情報（要配慮個人情報を含む）の取得・利用及び第三者への共有（提供）については**事前に本人から同意を得る必要がある**ことから、研究者等が所属研究機関に情報を申告（提出）する際に、本人の同意を得ることとする

（同意を得るための手続き）

- 研究機関は所属研究者等が情報を申告（取得）する際に、**同意書及び宣誓書**の提出を求めるものとする。以下の点を踏まえて同意書及び宣誓書を作成し、研究者が署名し、所属機関に申告（提出）することで同意を得る（同意）
 - ✓ 研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保に向けたリスクマネジメントを目的として、研究者等が要配慮個人情報を含む個人情報を研究機関に提供し、当該目的に限り研究機関がこれを利用すること
 - ✓ 上記目的のため、研究機関が当該個人情報を第三者（資金配分機関及び関係行政機関）に共有（提供）すること
- （宣誓）
 - ✓ 申告（提出）する情報は、署名者が知る限り申告時点で最新のものであり、虚偽及び申告漏れはないこと
- なお、上記の申告に含まれていない情報（要配慮個人情報を含む）の申告を求める場合には、個別に同意を得る必要がある

【当該手順書によらないかたちでの技術流出の防止措置について】

- 秘密保持契約（NDA）の締結や不正競争防止法に基づく営業秘密の指定等により、技術流出防止が確保される場合には、その旨を文書で資金配分機関に提出することで、当該手順書に基づくリスクマネジメントの一部又は全部を代替する措置とすることを可能とすることができる（資金配分機関の判断による）



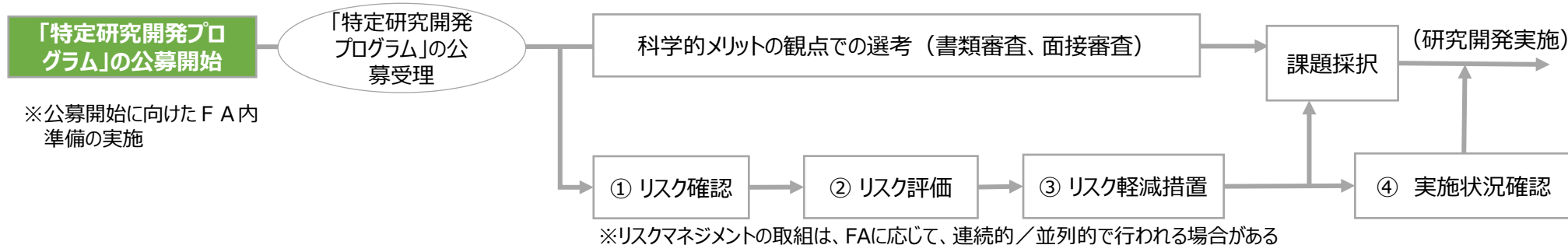
【当該手順書によらないかたちでの技術流出の防止措置について】

- 秘密保持契約（NDA）が締結されている場合であっても、その具体的内容・内実は様々であり、必ずしも技術流出の防止が担保されているとは限らない。
- 同様に、不正競争防止法に基づく営業秘密の指定についても、指定される技術の重要度も様々であり、営業秘密の指定をもって代替できるとは限らない
- 秘密保持契約（NDA）の締結や不正競争防止法に基づく営業秘密の管理等を行っている場合であっても、技術流出防止の取組が十分であると確認ができない場合には、当該手順書に基づくリスクマネジメントを実施する

資金配分機関によるリスクマネジメントの実施事項について



第2章（3）資金配分機関によるリスクマネジメントの実施事項について（案）



資金配分機関におけるリスク確認事項は以下（１）～（３）のとおり

- ・ 以下の（１）及び（２）については、資金配分機関内の準備事項であり、原則、特定研究開発プログラムの公募開始前までに実施する
- ・ 以下の（１）、（３）及び（４）の確認に関しては、デュー・デリジェンスを実施する

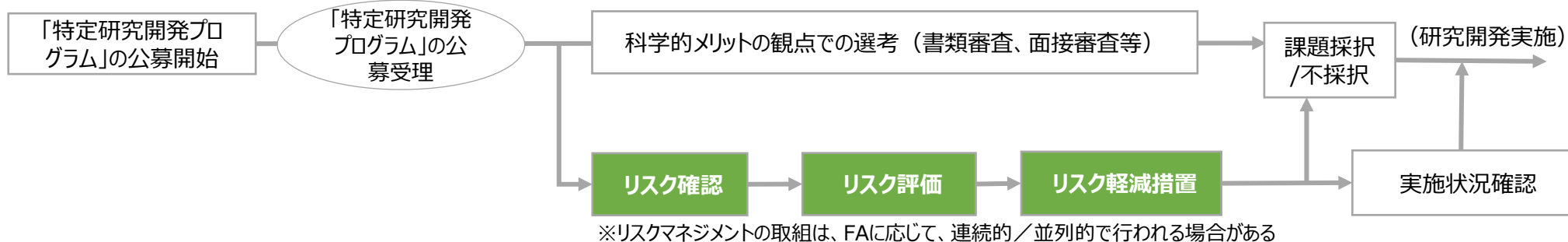
（１）【特定研究開発プログラムの審査、運営等に関わるプログラムディレクター（PD）、プログラムオフィサー（PO）、アシスタントディレクター（AD）、プログラクマネジャー（PM）等について】

- 資金配分機関において、リスク確認の対象となる者の範囲を定め、その対象者について、以下の内容を確認する
 - ✓ 研究歴、研究費取得歴
 - ✓ 研究費以外の支援等取得歴（報酬・給与、兼職、名誉職等）
 - ✓ 発表論文（筆頭著者、責任著者、共著者を対象）
 - ✓ 外国の人材育成プログラムへの参加歴
 - ✓ 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（令和3年12月17日最終改定）、法令に基づく処分歴
 - ✓ 我が国、国連及び国際共同研究先の国等が指定するユーザーリスト
- 特定研究開発プログラムに関与する職員について、上記のリスク確認が困難な場合には、必要に応じて別途リスク軽減措置を講じる（p.21参照）

（２）【特定研究開発プログラムに係るデータ等（情報セキュリティ及び物理的セキュリティ）の管理方針】

- 資金配分機関において、特定研究開発プログラムの申請受領以降の過程で発生するデータ等（電磁的な形態により管理できるか否かを問わない）の管理方針（保管、処分等の方針も含む）を定める

第2章（3）資金配分機関によるリスクマネジメントの実施事項について（案）



（3）【リスク確認（特定研究開発プログラムを申請する研究代表者(PI)の所属研究機関及びPIについて）】

- 研究代表者の所属研究機関について、
 - ✓ コンプライアンス違反、レピュテーションに関する確認
 - ✓ 民間企業である場合には、資本（株式）構成、財務状況
 - ✓ 我が国、国連及び国際共同研究先の国等が指定するエンティティリストの確認
- 研究代表者（P I）に関して、所属研究機関から提出されるP I についてのリスクマネジメント結果の確認

（4）【リスク確認及びリスク評価（研究機関が実施したリスクマネジメント結果について）】

- 研究代表者（P I）の所属研究機関が実施したリスクマネジメントの結果を、公募要領に記載した期限までに受理
- P I の所属研究機関のリスクマネジメントに関し、F A の立場からリスク確認・リスク評価を実施（必要に応じて、P I や研究機関に対して追加の確認等を実施）
- 資金配分機関は、自らのリスク確認・リスク評価に関して、必要に応じて関係行政機関に相談する
- 資金配分機関は、自らのリスク確認・リスク評価を踏まえ、研究機関のリスク軽減措置が十分であるかどうかを判断する

（5）【リスク軽減措置】

- 研究機関におけるリスク軽減措置が十分ではないと判断した場合、P D、P I、研究機関、必要に応じて関係行政機関と相談して、追加的なリスク軽減措置について検討する

第3章 関係者に求められる事項



第3章（1）政府に求められる事項（案）

① 研究セキュリティの確保に係る研究者及び研究機関のリテラシー向上に向けた支援等

- ✓ 研究セキュリティの確保に関する研修教材の作成、セミナー、説明会等の開催
- ✓ 研究セキュリティの確保に関する海外動向、ヒヤリハット事例や良好事例等の収集、発信
- ✓ 研究セキュリティの確保に関する資金配分機関、研究機関、研究者等との情報交換の場等の創設

② 研究セキュリティの確保に関する取扱いなどに係る政府（内閣府）の相談窓口の設置

- ✓ 研究セキュリティの手順書等に関する問合せを受けるための相談窓口の設置（具体はp.19に記載）

③ 特定研究開発プログラムに関し、リスク軽減措置を含むリスクマネジメントの実施に係る経費支援

- ✓ 特定研究開発プログラムに係るリスクマネジメントの実施の経費としては、以下が考えられる
 - ・ 研究機関及び資金配分機関において、リスク確認のためのデュー・デリジェンスに係る経費
 - ・ リスク軽減措置（オフキャンパスの設置、建物・設備に係る入出管理等）に係る経費
- ✓ リスクマネジメントの実施は、国が経済安全保障の観点から研究機関及び資金配分機関に要請するものであることから、国において経費支援を行うことが求められる（必要経費の考え方はp.20に記載）

④ 手順書及び研究セキュリティの確保に係るチェックリストの雛型の見直し

- ✓ 運用状況や海外の動向等を踏まえ、必要に応じて手順書を見直すとともに、研究セキュリティの確保に係るチェックリストの雛型（研究インテグリティの確保に係るチェックリストの雛型を再整理したもの）を見直す

⑤ ペナルティの検討（基本的な考え方についてはp. 26に記載）

- ✓ 手順書が求める取組に関して不正な手段により研究費を受給した場合、その手段の悪質さや招いた結果の重大さを踏まえてペナルティを課すための指針の策定

第3章（1）政府に求められる事項（案）

【政府（内閣府）の相談窓口求められる機能】

○ ワンストップ窓口

- ✓ 政府（内閣府）においては、研究セキュリティの確保に係る手順書に関する研究機関等からの各種問合せに対応するための相談窓口を令和8年度から運営することが求められる
- ✓ 相談窓口の運営についてはワンストップで受け付ける体制を整備し、各種問合せ内容に応じた適切な機関等への取次も業務として重要
（例）
 - ・ 手順書の記載事項の解釈に関する問合せ ⇒ ワンストップ窓口で対応
 - ・ 特定研究開発プログラムに関する一般的な問合せ ⇒ ワンストップ窓口で対応
 - ・ 個々の特定研究開発プログラムの具体的な運用に関する問合せ
⇒ 特定研究開発プログラムを有する資金配分機関へ取次
- ✓ 機関等の検討の参考となる事例等の提供

○ 研究機関によるリスクマネジメントの実施に関する各種相談への対応（助言、アドバイス）

- ✓ 具体的な研究参画者（海外研究者等の受入等）に関する相談やリスク確認、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえたリスク判断やリスク軽減措置に関する相談等への対応が求められる
- ✓ こうした個別の対応については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局や文部科学省をはじめ、関係省庁や資金配分機関に、案件に応じて取り次ぐことを検討する

○ その他

- ✓ 政府のワンストップ相談窓口は、政府自ら、若しくは外部委託で実施することを検討する
- ✓ 問合せ等の内容は、必要な範囲で、関係行政機関や資金配分機関と情報共有することがある
- ✓ 相談窓口は助言やアドバイスを行うものであり、相談機関に代わって判断するものではない（最終的な判断は研究機関が実施）

リスクマネジメントの実施に係る必要経費の考え方（案）

（基本的考え方）

- 経済安全保障上の重要技術を取り扱うものとして指定される特定研究開発プログラムは、とりわけ、悪意のある行為者等からの攻撃の標的になりやすい。中途半端な措置で技術流出を起こした場合には、国際的な信用が失墜し、国際共同研究の実施にも大きな影響を与えかねないことから、特に重要な技術に係る流出防止には万全の措置を講じることが求められる
- このため、リスクマネジメントにおけるリスク確認及びその評価に基づくリスク軽減措置は極めて重要となる

（必要な対策）

- リスク確認に関しては、研究機関及び資金配分機関において、当該研究開発プログラムに関係する機関、研究者等についての**デュー・ディリジェンス**の実施が不可欠であるが、特に精査が必要とされる場合には、資金配分機関において、民間企業等が提供する情報ツールや民間企業等への調査委託を活用するための経費が必要となる
- また、技術流出を防止するための**リスク軽減措置**に関しては、研究機関や資金配分機関において、情報システムにおけるサイバーセキュリティ対策の強化や、物理的な防護対策（オフキャンパスの設置、建物・設備に係る入出管理等）の経費が不可欠となる

（経費措置の必要性）

- リスク軽減措置として必要な対策を講じるためには、**別途の経費措置について検討が必要**である
（現行の研究費からこうした対策経費を措置することは、中途半端な措置になりかねず、また、**本来研究に充てるべき経費を減少させかねない**）
- 一方、こうした対策は**経費をかけるほど強固になるものの、そもそもゼロリスクにすることは困難**な点も考慮し、国内外の資金配分機関における状況も踏まえて、**合理的な経費措置**を検討する必要がある
注）有識者会議第一回でも、本手順書においては、必ずしもゼロリスクを求めるものではないことは確認済み

第3章（2）資金配分機関に求められる事項（案）

第2章に定めるリスクマネジメントの実施



① 特定研究開発プログラムの決定及び研究セキュリティの取組を扱う運営体制等の整備

- ✓ 特定研究開発プログラム及び研究セキュリティの取組に関する運営体制等に係る内規の制定
 - ※特定研究開発プログラムの科学的メリットを審査する体制と研究セキュリティの取組を審査する体制は別であることが望ましい
 - 特定研究開発プログラムに関与できる職員を指名し、それ以外の職員は当該プログラムに関われないような体制・仕組みを設ける
 - 特定研究開発プログラムに関与できる職員の指名は、各機関の人事責任者が行うことが望ましい
 - 指名された職員は当該プログラムに関する情報を対外秘とする旨の宣誓書を、機関の長宛てに提出する
- ✓ 特定研究開発プログラムの申請受領以降の過程で発生するデータ等（電磁的な形態により管理できるか否かを問わない）の管理及び管理方針（保管、アクセス、処分等の方針も含む）に係る内規の制定

② 特定研究開発プログラムの指定及び当該プログラムの公募要領における記載

- ✓ 事業単位でなく、事業の一部を指定する場合には、公募要領において特定研究開発プログラムの対象を明示にする（対象が明示されていない事業は特定研究開発プログラムではない）
- ✓ 特定研究開発プログラムを指定する場合には、申請者及び所属研究機関が十分な時間的余裕をもって対応できるよう、できるだけ早めに周知する
- ✓ 公募要領において少なくとも次頁（p. 22）に掲載した事項については記載する

③ 指定した個々の特定研究開発プログラムについて、大学、独法、民間などからの問合せ対応

④ プログラムの実践を通じて蓄積される知見や経験を踏まえたヒヤリハット事例や良好事例の収集、発信等

⑤ 重要技術の流出等の緊急事態発生時の連絡体制の整備（研究機関と対応手順等の調整）

⑥ 指針に基づくペナルティの執行

- ✓ 手順書が求める取組に関して不正な手段により研究費を受給した研究者に対し、その手段の悪質さや招いた結果の重大さを踏まえたペナルティの執行(p. 26参照)

第3章（2）資金配分機関に求められる事項（案）

【特定研究開発プログラムの公募要領に必ず記載すべき事項】

- ✓ 特定研究開発プログラムとして指定していること
- ✓ 申請者及び申請者の所属研究機関において、リスクマネジメントの実施を求めること
- ✓ 実施を求めるリスクマネジメントの内容と資金配分機関に提出する時期
 - 例 ①：申請者等に対する資金配分機関による独自のアンケートを実施
 - ②：資金配分機関がリスクマネジメントの結果を確認し、必要に応じて追加的な措置を求める
 - ③：当該プログラム開始後も、体制変更や研究を取り巻く状況等に応じてフォローアップを実施する
 - ④：申請者等は、研究セキュリティの確保に関する研修を受講すること
 - ⑤：リスクマネジメントの実施内容がプログラムの採択や実施に関わること
- ✓ 情報の取り扱いについて
 - 例 ①：申請者等は、当該プログラムへの申請を以て、資金配分機関に提供する情報（個人情報を含む。以下、同じ。）について、当該プログラムの実施に関連する範囲に限り、資金配分機関がこれを活用する（関係行政機関に相談することを含む）ことを予め承諾したものとする
 - ②：申請者等が資金配分機関に提供する情報は、提出時点で最新の内容であり、虚偽や申告漏れがないことを宣誓すること
- ✓ ペナルティについて（基本的な考え方をp. 26に記載）

第3章（3）研究機関に求められる事項（案）

第2章に定めるリスクマネジメントの実施



① 研究機関における研究セキュリティ・研究インテグリティの取組を扱う体制の整備

- ✓ 研究機関において研究セキュリティ・研究インテグリティを扱う部署を指定し、そこで情報を統一的に管理できる体制とすること
 - ※当該部署で全ての詳細情報を管理する必要はなく、必要な時に必要な情報を収集し、組織としてのリスクマネジメントの意思決定ができる体制とすること
- ✓ 特定研究開発プログラムに関与できる職員を指名し、それ以外の職員は当該プログラムに関われないような体制・仕組みを設けること
 - ※職員の指名は、各機関の人事責任者が行うことが望ましい
 - ※指名された職員は当該プログラムに関する情報を対外秘とする旨の宣誓書を、機関の長宛てに提出する
- ✓ チェックリストに基づく研究者からの研究活動に係る申告情報に加え、特定研究開発プログラムへの申請に関する追加情報やリスクマネジメントに係る情報の管理体制の整備
- ✓ 上記の特定研究開発プログラムへの対応体制及び研究セキュリティの取組に関する内規の制定

② 特定研究開発プログラムに係るデータ等（情報セキュリティ及び物理的セキュリティ）の管理体制の整備

- ✓ 特定研究開発プログラムの申請以降の過程で発生するデータ等（電磁的な形態により管理できるか否かを問わない）の管理方針（保管、処分等の方針も含む）に基づく適切な管理

③ 研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保に係るチェックリストの作成及び見直し

- ✓ 研究インテグリティの確保に係るチェックリストの雛型の再整理を踏まえ、研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保に係るチェックリストを作成するとともに、運用状況等を踏まえ必要に応じて見直す

④ 所属する研究者等に対するリテラシー向上の取組

- ✓ 所属する研究者等への研究セキュリティの確保に関する研修受講の奨励
- ✓ 研究セキュリティの確保に関するヒヤリハット事例や良好事例等の資金配分機関への報告

⑤ 重要技術の流出等の緊急事態発生時の連絡体制の整備（資金配分機関と対応手順等の調整）

第3章（4）研究者に求められる事項（案）

- ① **研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保に係るチェックリストに基づく研究活動に係る情報の申告**
 - ・ 所属する研究機関が作成する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保に係るチェックリストに基づき、自身の研究活動に係る情報を所属研究機関に申告する
- ② **特定研究開発プログラムに係るデータ等（情報セキュリティ及び物理的セキュリティ）の管理**
 - ・ 「管理対象データ」の適切な管理
 - ・ 研究活動の過程で発生する電磁的な形態により管理できないものの管理方針に基づく管理の徹底
 - ・ P I が管理する情報システムの管理方針に基づく適切な情報の管理
 - ・ 研究活動で使用する施設・設備の管理方針に基づく適切な管理

とりわけ、研究代表者（P I）や研究分担者（C O - P I）においては、

 - ・ データマネジメントプラン（D M P）の作成及び「管理対象データ」の指定
 - ・ 研究参画者に対する情報データや施設・設備等の管理に対する指導の徹底
- ③ **リテラシー向上に向けた積極的な取組**
 - ・ 研究セキュリティに関する研修の受講、セミナーへの参加

ペナルティについての考え方



第2章（4）プログラムに応じた取扱

【ペナルティについての考え方（案）】

※本内容は、手順書内では第2章（4）プログラムに応じた取扱に記載予定

○ 基本的な考え方

- ✓ 特定研究開発プログラムについては、「競争的研究費の適正な執行に関する指針※」（以下、競争的研究費指針という。）が適用されるため、当該研究開発プログラムに特有の取組に関しても、現行の指針（必要があれば見直すこと）で対応することとしたい

※競争的研究費については、その適正な執行のための指針が策定されている

URL：https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

（平成17年9月9日、令和3年12月17日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

- ✓ 特定研究開発プログラムについては、手順書で求める情報の提供に関して、虚偽申告に加えて申告隠しなどの行為についてもペナルティの対象とする必要がある
- ✓ 特定研究開発プログラムに関するペナルティとしては、当該指針の「3. 不正使用及び不正受給への対応」における不正受給の行為として、研究指針の対象であることを明確にし、競争的研究費への応募制限の対象とする

○ その他の措置について

- ✓ 研究者については、手順書の取組に反する形で、故意または過失によって重要技術情報を流出させた場合、損害賠償請求等による対応が可能であると考えられる
- ✓ 研究機関および資金配分機関が、手順書の取組を無視して組織的に技術流出をさせた場合には、前述と同様に、損害賠償請求等による対応が可能であると考えられる

第2章（4）プログラムに応じた取扱

【参考資料】

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（抜粋）

（平成17年9月9日、令和3年12月17日改正
競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

3.不正使用及び不正受給への対応

関係府省は、競争的研究費の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という）に違反した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的研究費については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

（2）偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、**当該競争的研究費への応募資格を制限する**ことのほか、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、**他府省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合がある**とし、その旨を公募要領上明記する。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する**応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とする。**

（別表1）

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者(3.)	不正使用の程度		応募制限期間
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者(3.(1))	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
	2. 1. 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者(3.(2))			5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者(3.(3))			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年